

**青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

貸付利率等に関する特例措置の適用期間を 1 年間延長したいので、この
条例案を提出いたします。

**青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例**

青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正す
る条例（平成 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に
改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。